

## 選定療養費について

### 初診時・再診時にかかる選定療養費について

#### 初診時選定療養費

医科 7,700 円(税込) 歯科 5,500 円(税込)

※選定療養費には、消費税がかかります。

令和 4 年 4 月の健康保険法改正により、「医療機関の機能分化」の推進を図るため、特定機能病院は、他の医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から、選定療養費として診療費の他に医科 7,000 円以上(歯科 5,000 円以上)の金額を徴収することが義務化されました。

この制度に基づき、当院では上記の初診時選定療養費を徴収しております。

#### 再診時選定療養費

医科 3,300 円(税込) 歯科 2,090 円(税込)

※選定療養費には、消費税がかかります。

令和 4 年 4 月の健康保険法改正により、特定機能病院は、専門的・急性期の治療が終わり、病状が安定した患者さんを他の医療機関への紹介することが推奨されています。

あわせて当院から、他の医療機関へ紹介した患者さんが、紹介先の医療機関からの紹介状を持たずに引き続き当院を受診される場合、選定療養費として診療費の他に医科 3,000 円以上(歯科 1,900 円以上)の金額を徴収することも義務化されました。

この制度に基づき、当院では上記の再診時選定療養費を徴収しております。

次に該当される場合は徴収対象外となります

- 1.他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合（整骨院、接骨院、鍼灸院からの紹介状は対象外）
- 2.医科と歯科の間で院内紹介により受診した場合
- 3.特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- 4.外来受診後、そのまま入院した場合
- 5.生活保護法による医療扶助の対象である場合
- 6.特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合（子ども医療、ひとり親家庭医療は対象外）
- 7.治験協力者である場合
- 8.災害により被害を受けた方が受診する場合
- 9.労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- 10.救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者